

○神奈川県警察足こん跡取扱規程の制定について（概要）

（平成 12 年 11 月 22 日 例規第 41 号 神鑑発第 417 号）

最終改正 平成 16 年 6 月 30 日 例規第 24 号 神務発第 1340 号

この通達は、適切かつ効率的な足痕跡の取扱いを推進するために必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 制定の趣旨
- 運用上の留意点

等である。